

岡山県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

策定 平成26年3月3日

改訂 令和2年3月30日

I 趣旨

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号、以下「法」という。）第3条の規定により、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標、農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向、その他目標の達成に必要な事項等を「岡山県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）として定める。

II 目標年度

この基本方針は、農地中間管理事業の推進に関する法律施行令（平成26年政令第46号）第1条の規定により、10年後の令和5年度を目標年度とし、概ね5年後に見直すこととする。

III 基本方針

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

項目	現在 (平成24年度)	令和5年度
耕地面積 ①	67,900 ha	67,900 ha
担い手が利用する面積 ②	12,452 ha	29,000 ha
担い手への農地集積率 ②/①	18.3 %	43 %

※ 「担い手」は、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農等とする。

※ 「耕地面積」は、農林水産省統計部「耕地面積調査」の田畑計（畦畔を含む）面積

2 1以外の農地の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

農地中間管理機構（以下「機構」という。）が貸付けを行う農用地において、分散錯圃の解消と集約化（面的集積）を図る。

3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- 農業者が自立した経営を通じて所得増大を図り、将来にわたり成長し続ける、魅力ある農業の実現に向け、機構を担い手への農地集積・集約化を進める中核的な事業体として位置付け、最大限に活用することで、生産性の向上を図る。
- 市町村等と連携し、地域農業の将来像である人・農地プランの取組を支援するとともに、人・農地プランを核として、農地中間管理事業による担い手への農地集積・集約化を進める。

4 農地中間管理事業の実施方法

- 農用地利用配分計画の案の作成は、機構から市町村又は市町村が指定した者に求めることを基本とする。
- 必要がある場合、機構は、市町村又は県が指定した者等に対して、その同意を得た上で、業務の一部を委託することができる。

5 農地中間管理事業に関する普及啓発

市町村等と連携し、様々な広報媒体の活用や、集落座談会への参加など、地域に密着した周知活動に取り組む。

6 関係機関との連携

県、市町村、農業委員会、JA、土地改良区等のコーディネーター役を担う組織と機構とが一体となって農地の集積・集約化を推進する連携体制を市町村ごとに構築し、情報共有等を行うことにより農地中間管理事業の活用を促進する。